

アジアヘッドクォーター特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(5.0 + 4.5) / 2 = 4.8$

4.8

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	131%	5
2	その他多国籍企業の誘致数	156%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 5.0$

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(2.7 + 1.8 + 3.5) / 3 = 2.7$

2.7

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

国際会議等参加旅客不定期航空事業

(概要)

国際会議参加者等の運送に関して、旅客不定期航空事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能になった。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

活用実績がないことから評価できない。

(事項)

外国企業進出促進支援事業

(概要)

都が認定する外国企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査の迅速化と提出資料の簡素化が図られた。

(規制所管府省(法務省)の評価)

活用実績がないことから評価困難。

等

■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業

(事項)

ビジネスジェットの使用手続簡略化

(概要)

羽田空港のビジネスジェット駐機可能期間が7日から10日までに緩和された。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

非常用発電機による住戸内電源供給

(概要)

国との協議の結果、非常時(系統停電時等)において、集合住宅の各住戸に対して、通常の電力会社からの電力供給に代えて、建物内の非常用発電機から電力を供給することは現行法令等で対応可能と確認された。

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

	専門家による評価の平均値	2.7
ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価	専門家による評価の平均値	1.8
iii) 地域独自の取組の状況の評価	専門家による評価の平均値	3.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価	
(専門家所見(主なもの))	3.5
<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致、外国企業の相談件数など着実な達成は評価される。施策の一層の進捗を期待する。 ・拠点設立補助金の運用、生活環境整備支援補助金等の独自の取組があるものの、戦略的な取組の結果というよりも、民間活力による成果と解釈できる。 ・新たな開発案件や取組が停滞している点が気になる。既にグローバル都市として高い評価を得ている東京都の取組としては物足りない。 	
専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値	3.5

総合評価	3.6
I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.8 + 2.7 + 3.5 \times 2) / 4 = 3.6$	

- (注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
- ・評価は5～1(評点)で行う。
 - ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
 - ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。